

第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画策定支援業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 目的

令和8年度に第三次健康わこう21計画・第四次和光市食育推進計画・第3期和光市自殺対策計画(以下、「第三次健康わこう21計画等」という。)を一体的に策定することを目的に仕様書を定める。本市(以下「委託者」という)の特性を踏まえ、包括的かつ要点を押さえた調査、分析を行い、その内容を反映させ、以て和光市民の健康・福祉の増進を図る計画とする。

4 支援業務概要

- (1) 計画の現状分析及び課題整理
- (2) 市民調査等の実施
- (3) 市内小・中学校に通う小学5年生・中学2年生に対するアンケートの調査
- (4) 調査結果の集計、分析
- (5) 調査報告書の作成
- (6) 施策の評価支援
- (7) 施策案及び事業計画案の作成
- (8) ヘルスソーシャルキャピタル審議会運営支援
- (9) 計画の素案の策定支援
- (10) 市民説明会の実施支援
- (11) パブリックコメントの実施支援
- (12) 計画策定、計画書及び概要版の作成支援
- (13) 打ち合わせ協議

5 支援業務内容

前述の目的を達するにあたり、委託者は受託者に以下の業務を委託する。

(1) 計画の現状分析及び課題整理

委託者は、これまでに実施した既存の調査データ等を提供する。受託者は受領したデータ等を分析し、現状を把握の上、本計画の策定において取り組むべき課題を抽出し、とりまとめて提案する。

なお、本業務で使用するデータは以下を含むものとし、データは電子媒体で委託者が受託者に支給する。これ以外のデータについては委託者・受託者で協議の上、取り扱うこととする。

<委託者から提供する対象データ(案)>

- ・統計わこう等による基礎的な人口データ
- ・疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析に資する KDB データ

(2) 20歳以上の市民を対象とした調査等の実施

地域住民の健康に関する意識や生活実態を把握するため、20歳以上の市民を対象とした調査を実施し、調査の集計・分析結果等をとりまとめる。

ア 調査用はがきの印刷

調査方法は、対象者に2次元コードを印刷したはがきを送付し、当該コードを用いて回答を得るものとする。(調査の期間は令和8年6~7月頃を想定)

- ① 回答者を識別できるようにするために、一人ずつ異なる2次元コードを印字する。
- ② 初回 16,000 通程度、回答勧奨として2回目 5,200 通程度を送付する。

イ 調査用はがきの発送

- ① はがきの発送先は委託者が抽出した個人情報に基づく。
- ② はがきは委託者が指定した日程までに郵便局から発送し、委託者に報告すること

③ はがきの発送料は受託者が負担する。

ウ 市民調査用サイト構築

市民調査を Web 回答とするため、調査用サーバの運用・構築を行う(調査への誘導及び URL 等の設定・設計、調査ページの設計・設置・デザイン・コーディング)。

委託者は、協定を締結している東京都健康長寿医療センター(以下、「センター」という。)が同時期に実施予定の同様の調査について、協定に基づき市はセンターからデータの提供を受けることとなっている。調査項目については、委託者がセンターと調整のうえ確定し、これを受託者に提供するものとする。

エ 調査回答データのクリーニング

(3) 市内小・中学校に通う小学5年生・中学2年生に対するアンケートの調査

ア 調査用サイト構築

調査票の構築を行う(調査への誘導及び URL 等の設定・設計、調査ページの設計・設置・デザイン・コーディング)。

イ 案内文の作成

回収方法はタブレットを利用した Web 回答方式とし、回答サイトへのアクセスは2次元コードで読み込む実施法とするため、2次元コードを掲載した案内文を作成する。なお、実施時期については、6~7月を予定している。

ウ 調査回答データのクリーニング

(4) 調査結果の集計、分析

ア 受託者は5(2)の市民を対象とした調査回答結果について、データ確認作業を行い、単純集計のほか分析に必要なクロス集計及び自由回答のとりまとめを実施する。さらに、東京都健康長寿医療センターが個別に実施する調査(詳細は下記及び(2)ウ参照)から得られたデータを合算し、(4)イを含めて分析を行い、市の現状及び課題を抽出・把握する。

イ 市内小・中学校に通う小学5年生・中学2年生の調査については、受託者は、データ確認作業を行い、単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを実施し、分析を行う。

【参考:東京都健康長寿医療センター調査】

① 調査実施時期

・令和8年6月~7月を予定

② 回収想定数

・65歳以上の高齢者:約 7200 人

・40~64歳:約 2700 人

③ データ入力はセンターが行うため、本業務はローデータを委託者が受け取り受託者に提供する。

(5) 調査報告書の作成

(1)~(4)までを反映し、集計結果から見た全体像や設問別の分析をまとめ、市民調査の報告書を作成する

(6) 施策の評価支援

前項において把握した現状・課題を踏まえ、現行の計画の評価を行う。
「目標値」及び「評価指標」が設定されている施策について、「目標値」及び「評価指標」の達成状況をふまえて評価を行う。

(7) 施策案及び事業計画案の作成

国等の動向、各種現状分析及び検討結果を踏まえ、新たに必要な「目標値」及び「評価指標」の設定を行う。あわせて、設定した「目標値」及び「評価指標」の達成にあたり、必要な取り組み、その内容について検討する。

なお、評価及び検討にあたっては委託者及び次号に定めるヘルスソーシャルキャピタル審議会での協議により、その内容を決定するものとする。

(8) ヘルスソーシャルキャピタル審議会運営支援

ヘルスソーシャルキャピタル審議会の開催（3回を想定）にあたり、資料の作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し、必要な対応を行うとともに、審議結果を全文議事録として作成し、その後の作業に反映させる。

(9) 計画の素案の策定支援

前項までの内容を踏まえ、計画の素案の策定支援をする。必要に応じて、ライフステージ別取組や行動目標のフローチャート等を作成し、これを計画の素案に反映させるものとする。

(10) 市民説明会の実施支援

計画の素案について委託者が実施する市民説明会に同席し、必要な支援を行う。
(説明会は2回程度実施予定)

(11) パブリックコメントの実施支援

計画等の素案について和光市が実施するパブリックコメント（令和9年1月頃を想定）の意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(12) 計画策定、計画書及び概要版の作成支援

前述の市民説明会や委託者が実施するパブリックコメントで寄せられた市民の声を反映させた計画及び概要版の作成をする。

(13) 打ち合わせ協議

委託者と受託者は着手時、ヘルスソーシャルキャピタル審議会の前後、納品時、必要時隨時に直接またはオンライン等で協議を実施する。

5 業務計画

受託者は、作業着手前に本仕様書を熟知したうえ、各工程の業務方法及び内容について業務計画書を立案し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

6 納品物

(1) 納品物

下記印刷物とそのデータを和光市健康部健康支援課健康づくり担当（健康増進センター内）に納品する。

- ① 計画本編印刷費 (A4、約 200 頁以内、表紙レザック、本編モノクロ、無線綴じ、50 部)
- ② 調査報告書 (A4、約 200 頁以内、表紙レザック、本編モノクロ、無線綴じ、3部)
- ③ 成果品のデーター式
(Excel 及び PDF 等、委託者の指定するファイル形式にて納品すること)
- ④ 概要版データ (A3、両面印刷、1 枚程度)

(2) 納品期限

令和9年3月31日

7 著作権等

- (1) 成果品の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、成果品等について委託者の承諾なしには、他のいかなるものに対してもそれを閲覧、複写又は提供してはならない。

8 個人情報の保護及び適正管理

個人情報を取り扱うに際しては、和光市個人情報取扱特記事項を十分に認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

9 協議事項

上記に規定のない事項については、委託者、受託者双方協議のうえ定めるものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、契約書及び仕様書に基づき、常に委託者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に委託者と打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。
- (2) 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等をふまえた内容とすること。
- (3) 健康日本21、埼玉県地域保健医療計画、食育推進基本計画、自殺総合対策大綱及び和光市関連計画を熟知し、これらの計画との整合性を図ること。
- (4) その他、健康増進法、食育基本法、高齢者の医療の確保に関する法律、自殺対策基本法、子ども・子育て支援法等の関連法についても注視すること。
- (5) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費はすべて受託者の負担とする。
- (6) 受託者は関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに本委託の内容及び関連資料の内容を第三者に漏らし、若しくは本委託の目的以外に使用してはならない。
- (7) 委託者と学術協定を締結している東京医科大学及びセンターと委託者が協議する際、受託者は同席し、3者との考え方をデータ分析、課題抽出、施策の検討について反映すること。
- (8) 本仕様書について定めのない事項に疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (9) 成果品の引き渡し後、内容に不備、不完全等が発見された場合は、受託者の負担と責任で補正等の処理を行うこと。